

四半期報告書

(第13期第1四半期)

ngi group株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	12
第4 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
2 【株価の推移】	28
3 【役員の状況】	28
第5 【経理の状況】	29
1 【四半期連結財務諸表】	30
2 【その他】	42
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	43

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月6日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
【会社名】	ngi group株式会社
【英訳名】	ngi group, inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 金子 陽 三
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目16番5号
【電話番号】	03 (6427) 9559 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役 河 合 博 之
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目16番5号
【電話番号】	03 (6427) 9559 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役 河 合 博 之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第12期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第13期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第12期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高 (千円)	1,988,217	1,474,474	8,828,965
経常利益 (千円)	411,177	9,457	702,534
四半期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	173,473	54,341	△1,738,411
純資産額 (千円)	10,528,216	6,964,948	6,751,267
総資産額 (千円)	16,113,359	9,871,104	9,773,083
1株当たり純資産額 (円)	72,962.53	41,100.31	38,952.09
1株当たり四半期純利 益金額又は当期純損失 金額(△) (円)	1,460.68	438.83	△14,206.20
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	1,418.20	437.28	—
自己資本比率 (%)	56.3	51.6	49.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△514,794	142,365	1,278,407
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△472,176	173,954	△1,154,410
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△5,054	△269,864	△690,344
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	3,494,225	3,811,821	3,903,552
従業員数 (名)	279	213	267

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、上海網創投資諮詢有限公司、北京創元世紀投資諮詢有限公司、ngi vietnam Co.,Ltd.、ngi US Inc.の4社については、清算手続きを開始し、当社グループの経営戦略上の重要性が無くなったことから、連結の範囲より除外いたしました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年6月30日現在

従業員数 (名)	213 (28)
----------	----------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数（アルバイト、契約社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。）は、当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 当第1四半期連結会計期間において従業員数が前連結会計年度末に比べ、54名（主にインベストメント&インキュベーション事業で32名、当社（管理部門）で17名）減少しておりますが、これは前連結会計年度に実施した経営合理化に伴う希望退職及び、子会社の連結除外によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数 (名)	8 (1)
----------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数（アルバイト、契約社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。）は、当第1四半期会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 当第1四半期会計期間において、従業員数が前事業年度末に比べ36名減少しておりますが、これは前事業年度に実施した経営合理化に伴う希望退職によるものであります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績は次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(千円)
インターネット関連事業	621,668

- (注) 1. 金額は、製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。
3. 前年四半期比は、前年四半期の金額に重要性がないため、記載しておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期会計期間における受注実績は次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
インターネット関連事業	750,539	19,668

- (注) 1. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。
2. 前年四半期比は、前年四半期の金額に重要性がないため、記載しておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年四半期比(%)
インターネット関連事業	1,141,078	113.6
インベストメント&インキュベーション事業	327,562	33.7
その他事業	5,832	56.2
合計	1,474,474	74.2

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. インベストメント&インキュベーション事業の販売高には、インベストメント&インキュベーション事業で運用している投資事業組合の管理報酬、成功報酬が含まれています。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先	当第1四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
エヌ・ティ・ティ・ソルマーレ株式会社	186,591	12.7

4. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。
5. 前年四半期比は、前年四半期の金額に重要性がないため、記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、事業等のリスクについて新たに発生した事項または重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間の連結売上高は1,474百万円（前年同四半期比25.8%減）となり、連結営業利益は3百万円（前年同四半期比99.1%減）となり、連結経常利益は9百万円（前年同四半期比97.7%減）となりました。また、連結するファンドにて営業投資有価証券売却損を計上したこと等により少数株主損益65百万円が発生したため、連結四半期純利益は54百万円（前年同四半期比68.7%減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(インターネット関連事業)

インターネット関連事業は、主に(株)フラクタリストによるモバイル関連事業、(株)RSS広告社によるインターネット広告関連事業、(株)富士山マガジンサービスによる雑誌のEC販売、(株)アルトビジョンによるメールマーケティングサービスを提供しております。

当事業におきましてはモバイル関連事業やインターネット広告関連事業が拡大した一方で、景気後退に伴った企業のコスト削減の影響を受け、雑誌のEC販売やメールマーケティングサービスの収益性が低下したことから、当第1四半期連結会計期間におけるインターネット関連事業は売上高1,141百万円（前年同四半期比13.6%増）となったものの、営業損益は2百万円の営業損失（前年同四半期79百万円の営業利益）となりました。

(インベストメント&インキュベーション事業)

インベストメント&インキュベーション事業は、主にシード/アーリーステージを中心としたベンチャー企業への投資や、未来予想(株)による経営管理コンサルティング、レンタルオフィス、プレスリリース配信代行等のインキュベーションサービスを提供しております。

当事業におきましては、インキュベーションサービスはPR関連サービスなどに関するセミナー開催を積極的に開催し、サービス利用は堅調に推移した一方で、ベンチャー投資は経営合理化によるコスト削減効果を鑑み、保有する上場営業投資有価証券の売却を前年同四半期に比べて大幅に抑制したほか、連結する投資事業有限責任組合において一部の投資先について減損を実施したことから、当第1四半期連結会計期間におけるインベストメント&インキュベーション事業は売上高327百万円（前年同四半期比66.3%減）、営業利益144百万円（前年同四半期比78.1%減）となりました。

(その他事業)

その他事業は主に3Di(株)による3Dインターネット分野で事業を行っております。

3Dインターネット分野につきましては平成20年5月に日本電信電話(株)(NTT)グループとの資本・業務提携をしており、平成21年4月にはオープンソースの3Dインターネットサーバーソフトウェアである「OpenSim」を基に、Webブラウザ上で3D空間が動く『3Di OpenViewer』及び大規模3D空間構築のためのサーバーソフトウェア『3Di OpenSim Enterprise』をリリースし、本格的な営業活動に着手いたしました。この結果、当第1四半期連結会計期間におけるその他事業の売上高5百万円(前年同四半期比43.8%減)、営業損失40百万円(前年同四半期28百万円の営業損失)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末と比べ98百万円増加し、9,871百万円となりました。これは主に関係会社株式が150百万円増加したことによります。

負債合計は、前連結会計年度末と比べ115百万円減少し、2,906百万円となりました。これは主に財務体質の強化を図る観点から借入金の返済をすすめる、短期借入金が250百万円減少したことによります。

純資産合計は前連結会計年度末と比べ213百万円増加し、6,964百万円となりました。これは主に連結四半期純利益が54百万円計上されたことや、保有する上場営業投資有価証券の株価変動等に伴って評価・換算差額等合計が211百万円増加したことによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、3,811百万円となり、前連結会計年度末に比べ91百万円減少しました。うち138百万円は連結除外による減少であり、各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は142百万円(前年同四半期は514百万円の使用)となりました。これは主に営業投資有価証券の減少額185百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は173百万円(前年同四半期は472百万円の使用)となりました。これは主に、貸付金の回収による収入241百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は269百万円(前年同四半期は5百万円の使用)となりました。これは短期借入金の純減少額250百万円等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

平成19年7月13日開催の取締役会において、当社グループとして株主の皆様共同の利益確保・向上のため、当社に対する濫用的な買収等を未然に把握し、株主の皆様はその買収防衛の可否を判断いただくため、当社の株式の大規模買付行為に関するルールを定め、その有効期限を翌年の定時株主総会終結までとしております。本ルールにつきましてはその後も定時株主総会終了後の取締役会において継続を決議しており、本年においても平成21年6月25日開催の取締役会において、本ルールの継続を決議しております。その概要は下記のとおりであります。

① 本ルールの目的

大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべき事項であると考えますが、そのためには買収提案に関する十分な情報やそれを評価するために相応の時間が株主の皆様提供されて然るべきであると考えます。

そのためにも、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価および取得後の経営計画が妥当かどうかを株主の皆様適切にご判断いただくためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、当社グループが営む事業の背景を踏まえた上で、今後の経営方針、事業計画などの当社グループの将来の企業価値を形成すべき方針や施策について適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

また、大規模買付行為によって株主の皆様が不測の不利益を被ることを防止し、場合によっては諮問委員会が株主の皆様の利益のために買収提案の改善を大規模買付者に要求する、あるいは代替案を提示するためのルールが必要だと考えます。

また、平成21年6月30日現在、当社役職員等により発行済株式総数の20%以上が保有されておりますが、当社は公開会社であり、株主の意思に基づく自由な売買が可能であることから、当社役職員等が各々の事情に基づき株式の譲渡その他の処分をすることによって上記比率が低下する可能性があります。また、当社グループは今後、高い経済成長が見込まれる地域やインターネット以外の成長産業にも投資対象を広げるなど、あらゆるビジネス領域への進出も中期的な経営戦略としており、その過程において新株式の発行等、資本市場から資金調達を行った場合には各株主の持株比率は希釈化される可能性もあり、現在の株主構成が大幅に変動する可能性があります。

これらの事由を考慮すると、当社グループの企業価値または株主共同の利益を侵害するような大規模買付行為が行われる可能性も決して否定できない状況にあります。このため、当社ではこのような基本的な考え方のもとで、以下のとおり大規模買付行為を行うに際してのルールを設定いたします。

② 本ルールの内容

(イ) 大規模買付者は大規模買付行為を行う前に必ず当社取締役会宛に以下の内容を含んだ意向表明書とともに大規模買付者の商業登記簿謄本及び定款の写し等、大規模買付者の存在を証明する書類等を添付して郵送にて提出するものとします。

(甲) 大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先

(乙) 大規模買付者が既に保有する当社株券等の数

(丙) 大規模買付者が今後取得を予定する当社株券等の数

(丁) 本ルールに従う旨の誓約

(ロ) 当社は大規模買付者からの意向表明書を受領した日の翌日から10営業日以内に、大規模買付行為に対して株主の皆様及び諮問委員会が判断を行うに十分な以下の内容を含んだ情報のリスト（以下「情報リスト」という）を大規模買付者に交付します。

(甲) 大規模買付者の概要（大規模買付者の事業内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験を含みます。）

(乙) 大規模買付行為の目的及び内容

(丙) 当社株式の取得対価及びその算定根拠

(丁) 買付資金の存在を根拠づける資料

(戊) 当社の経営に参画後5年間に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

(己) その他、当該大規模買付行為を判断するのに必要な情報

大規模買付者は当社から情報リストを受領後、速やかに情報リストに従って諮問委員会に対して情報を提供するものとし、当初に大規模買付者から提供された情報では情報リストが求める内容に不十分であると当社諮問委員会が判断した場合には、大規模買付行為に対する判断を行うに十分な情報が揃うまで大規模買付者に対して情報提供を求めることがあります。なお、本ルールに則った大規模買付者が現れた事実及び諮問委員会に提供された大規模買付行為に関する情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合は、諮問委員会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

(ハ) 諮問委員会は、情報リストに基づく大規模買付行為に関する情報のすべてを受領したと判断された時点で、その旨を大規模買付者に通知いたします。当該通知をした日の翌日から60日（買付の対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社株式の買付の場合）又は90日（その他の場合）以内の期間をもって、大規模買付行為を評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のために必要な期間（以下、「諮問委員会検討期間」という）として確保できてしかるべきものと考えます。諮問委員会は諮問委員会検討期間内に独立の外部専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、大規模買付行為に対する諮問委員会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。なお、当社の本ルールを鑑み、大規模買付者による大規模買付行為は（ハ）における諮問委員会としての意見を大規模買付者へ通知し、株主の皆様へ開示を行った以降においてのみ開始するものとします。

③ ルール

(イ) 大規模買付者が本ルールを遵守した場合

大規模買付者が当社が設定した本ルールを遵守したうえで大規模買付行為を実施する場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する反対意見を表明したり、代替案を提案して株主の皆様を説得したり、その他の適法且つ相当な対応をとることがありますが、④に定める対抗措置をとりません。

ただし、たとえ当社が設定した本ルールを遵守した大規模買付行為であった場合でも、当該大規模買付行為が以下にあげるような企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則に反する行為であると諮問委員会が判断した場合には、企業価値・株主共同の利益を確保するために④に定める対抗措置をとる場合があります。

- (甲) 真に当社の会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、大規模買付行為を行い、その株式について当社及び当社関係者に対して高値買取りを要求する行為
- (乙) 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- (丙) 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (丁) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (戊) 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある行為

(ロ) 大規模買付者が本ルールを遵守しない場合

大規模買付者が当社が設定した本ルールを遵守しない場合には、諮問委員会は企業価値・株主共同の利益の確保を目的として、④に定める対抗措置をとることとします。

④ 対抗措置

本ルールにおける対抗措置としては、法令及び当社定款上許容されるその他の手段を想定しておりますが、その選択につきましては、大規模買付者以外の当社株主の皆様の経済的ご負担や不利益を極力回避することを念頭におき、その緊急対応性、効果及びコスト等を総合的に勘案した上で、諮問委員会の協議によって決定され、その対抗措置が新株式や新株予約権の発行などによる当社の議決権の数に変動を生じさせる可能性のある方法の場合にはそのすべてを株主総会に諮り、株主の皆様のご判断をいただく他、その他の対抗措置をとる場合においても必要に応じて株主の皆様にご判断をいただく場合があります。

⑤ 株主の皆様および投資家の皆様に与える影響

(イ) 本ルールが株主の皆様および投資家の皆様に与える影響等

本ルールは、当社株主の皆様に対して、大規模買付行為に応じるか否かをご判断いただくために必要かつ十分な情報や諮問委員会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が諮問委員会からの代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。

また、本ルールに従って大規模買付行為が行われるにもかかわらず、当社が対抗措置を発動するのは、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると合理的に判断される場合に限られます。従いまして、本方針の導入は当社株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の確保に資するものであると考えております。

なお、③において述べたとおり、大規模買付者が本ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なり得ますので、当社株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意くださいますようお願いいたします。

(ロ) 対抗措置発動時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等

当社の社外取締役の協議の結果、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保を目的として、法令及び当社定款上許容される対抗措置を発動する場合については、当社の株主総会において株主の皆様にご判断いただく場合か否かにかかわらず当社株主の皆様（本ルールに違反した大規模買付者及び③（イ）において当社の企業価値・株主共同の利益の確保に反する大規模買付行為であると当社の社外取締役および社外監査役が判断した大規模買付者を除きます）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。諮問委員会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時かつ適切な開示を行います。

⑥ 本ルールの見直し及び有効期間

本ルールは関係法令の整備等を踏まえ、当社取締役会において随時見直しを行い、また、当社取締役会または株主総会の決議により、何時でも廃止することができるものとします。

また、本ルールの有効期間は平成22年6月下旬開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、当該定時株主総会において選任される取締役によって構成される取締役会において再度設定の検討がなされることとします。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費はございません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、提出会社の本社移転に伴い、以下の主要な設備の賃借を解約しております。

提出会社が賃借を解約した設備

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都港区)	全社	総合業務施設	1,110	137,067
中目黒オフィス (東京都目黒区)	全社	総合業務施設	962	111,788

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	443,544
計	443,544

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	127,602	127,602	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を 採用しておりません。
計	127,602	127,602	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年8月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

- ・旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

① 第1回新株予約権（平成14年11月27日の定時株主総会決議及び平成15年1月16日の取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数（個）	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	90
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成15年1月16日 至 平成25年1月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

③ 第3回新株予約権（平成16年6月23日の定時株主総会決議及び平成17年4月28日の取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数（個）	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	93
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成17年4月28日 至 平成27年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

・会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

- ⑤ 第5回新株予約権（平成18年6月21日の定時株主総会決議及び平成18年6月21日並びに平成18年6月22日の取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数（個）	59
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数（株）	177
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（円）	25,000
新株予約権を行使することができる期間	自 平成20年6月23日 至 平成28年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金（円）	資本金 25,000 資本準備金 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注) 3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (注) 1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

2. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(行使価額の調整)

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）はその新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとします。

新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。）

3. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とします。

- (ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (ヘ) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
- (ト) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
下記に準じて決定します。
- (1) 会社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - (2) 本新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき本新株予約権を行使できないものとし、会社はかかる未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - (3) 会社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - i) 会社の取締役又は執行役
 - ii) 会社の使用人
 - iii) 関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人、又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - iv) 当社との業務上の関係が消滅したと会社が判断した者
 - (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除きます。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - viii) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
 - (6) 権利者が会社の取締役、執行役、使用人、又は関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - i) 権利者が会社又は関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は関係会社に対する義務に違反した場合
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定します。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるとします。

⑦ 第7回新株予約権（平成20年9月29日の取締役会決議及び平成20年9月29日の報酬委員会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,740
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数(株)	1,740
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (円)	108,812
新株予約権を行使することができる期間	自 平成22年10月15日 至 平成25年10月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合にお ける増加する資本金及び資本準備金(円)	資本金 108,812 資本準備金 54,406
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役 もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサル タントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負 等の継続的な契約関係にあることを要するものとしま す。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で 締結する「新株予約権割当契約書」に定められておりま す。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなけれ ばならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 3

(注) 1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

2. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(行使価額の調整)

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。)はその新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。)はその新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

3. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とします。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

(ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

下記に準じて決定します。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(2) 本新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき本新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 会社の取締役又は執行役
 - ii) 会社の使用人
 - iii) 関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人、又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - iv) 当社との業務上の関係が消滅したと会社が判断した者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除きます。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - viii) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が会社の取締役、執行役、使用人、又は関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 権利者が会社又は関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は関係会社に対する義務に違反した場合
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定します。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	127,602	—	1,827,994	—	48,825

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主であったビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社、酒井竹志氏及びGOLDMAN. SACHS & Co. REGは大株主ではなくなり、以下の株主が大株主になったことを株主名簿より確認しております。

平成21年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,500	1.18
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3-1	1,440	1.13
資産管理サービス信託銀行株式 会社	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,061	0.83

(注) 上記のほか、自己株式が3,771株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.96%）あります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	3,771	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 123,831	123,831	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	127,602	—	—
総株主の議決権	—	123,831	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2株含まれております。なお、「議決権の数」の欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ngi group株式会社	東京都渋谷区渋谷二丁目 16番5号	3,771	—	3,771	2.96
計	—	3,771	—	3,771	2.96

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	43,500	38,500	39,400
最低(円)	20,450	28,000	30,400

(注) 株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改定前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改定後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,811,821	3,903,552
売掛金	659,975	619,523
営業投資有価証券	3,111,191	2,559,780
その他	1,021,149	1,509,288
貸倒引当金	△116,797	△117,641
流動資産合計	8,487,340	8,474,502
固定資産		
有形固定資産	※1 68,510	※1 55,238
無形固定資産		
のれん	114,374	125,008
その他	465,644	427,081
無形固定資産合計	580,018	552,089
投資その他の資産		
投資有価証券	395,755	476,210
関係会社株式	157,115	6,982
その他	283,583	309,609
貸倒引当金	△101,219	△101,549
投資その他の資産合計	735,234	691,253
固定資産合計	1,383,763	1,298,580
資産合計	9,871,104	9,773,083
負債の部		
流動負債		
買掛金	233,357	265,439
短期借入金	50,000	300,000
1年内返済予定の長期借入金	136,472	144,276
未払法人税等	10,295	30,378
引当金	44,563	143,356
繰延税金負債	1,108,491	967,114
その他	1,047,970	888,424
流動負債合計	2,631,149	2,738,988
固定負債		
長期借入金	275,007	282,827
固定負債合計	275,007	282,827
負債合計	2,906,156	3,021,815

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,827,994	1,827,994
資本剰余金	1,648,998	1,648,998
利益剰余金	418,922	364,581
自己株式	△462,029	△462,029
株主資本合計	3,433,885	3,379,544
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,293,283	853,217
繰延ヘッジ損益	362,324	604,258
為替換算調整勘定	—	△13,544
評価・換算差額等合計	1,655,607	1,443,931
新株予約権	90,416	73,624
少数株主持分	1,785,038	1,854,166
純資産合計	6,964,948	6,751,267
負債純資産合計	9,871,104	9,773,083

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	1,988,217	1,474,474
売上原価	737,813	921,829
売上総利益	1,250,404	552,644
販売費及び一般管理費	※1 812,211	※1 548,788
営業利益	438,192	3,855
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,644	808
持分法による投資利益	—	4,092
有価証券償還益	6,628	—
その他	15,227	3,269
営業外収益合計	24,499	8,170
営業外費用		
支払利息	19,073	2,307
持分法による投資損失	15,088	—
為替差損	11,188	—
その他	6,165	261
営業外費用合計	51,515	2,568
経常利益	411,177	9,457
特別利益		
投資有価証券売却益	—	37,967
事業譲渡益	3,000	—
その他	—	130
特別利益合計	3,000	38,097
特別損失		
固定資産除却損	—	801
投資有価証券評価損	—	25,499
のれん評価損	12,597	—
関係会社整理損	—	21,386
その他	17,656	3,035
特別損失合計	30,254	50,723
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	383,922	△3,169
法人税、住民税及び事業税	138,536	△4,418
過年度法人税等	20,328	—
法人税等調整額	24,337	11,988
法人税等合計	183,201	7,570
少数株主利益又は少数株主損失(△)	27,247	△65,080
四半期純利益	173,473	54,341

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	383,922	△3,169
減価償却費	39,029	45,617
のれん償却額	25,881	10,826
貸倒引当金の増減額(△は減少)	16,329	1,045
受取利息及び受取配当金	△2,644	△808
支払利息	19,073	2,307
のれん評価損	12,597	—
持分法による投資損益(△は益)	15,088	△4,092
持分変動損失	2,431	—
投資有価証券評価損益(△は益)	5,074	25,499
投資有価証券売却損益(△は益)	—	△35,861
固定資産売却損益(△は益)	123	△128
固定資産除却損	3,586	801
関係会社整理損	—	21,386
売上債権の増減額(△は増加)	9,055	△42,341
たな卸資産の増減額(△は増加)	△2,236	1,616
営業投資有価証券の増減額(△は増加)	△150,735	185,860
先渡契約の増減額(△は増加)	—	△122,871
仕入債務の増減額(△は減少)	—	△32,081
未払金の増減額(△は減少)	△1,369	124,564
事業再構築引当金の増減額(△は減少)	—	△18,555
その他	△17,348	△7,075
小計	357,861	152,539
利息及び配当金の受取額	2,186	808
利息の支払額	△20,803	△1,982
法人税等の支払額	△854,038	△9,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	△514,794	142,365
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△5,090	△25,373
有形固定資産の売却による収入	1,270	495
無形固定資産の取得による支出	△91,142	△75,088
投資有価証券の取得による支出	△495,539	—
投資有価証券の売却による収入	85,116	95,215
子会社株式の取得による支出	△38,675	—
子会社の清算による収入	—	1,597
事業譲受による支出	△20,000	—
敷金の差入による支出	△817	△60,778
敷金の回収による収入	35,258	—
貸付金の回収による収入	53,980	241,865

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
会員権の取得による支出	—	△4,000
その他	3,463	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	△472,176	173,954
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,390,357	△250,000
長期借入れによる収入	30,000	28,800
長期借入金の返済による支出	△39,270	△44,424
株式の発行による収入	8,025	—
少数株主からの払込みによる収入	179,490	—
少数株主からの株式買取による支出	—	△4,240
自己株式の処分による収入	1,452,000	—
自己株式の取得による支出	△195,095	—
配当金の支払額	△49,847	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,054	△269,864
現金及び現金同等物に係る換算差額	16,345	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△975,679	46,455
現金及び現金同等物の期首残高	4,469,904	3,903,552
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	△138,186
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 3,494,225	※1 3,811,821

【継続企業の前提に関する注記】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
連結の範囲に関する事項の変更 (1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間において、上海網創投資諮詢有限公司、北京創元世紀投資諮詢有限公司、ngi vietnam Co., Ltd.、ngi US Inc.の4社について清算手続きを開始し、当社グループの経営戦略上の重要性が無くなったことから、連結の範囲より除外いたしました。 (2) 変更後の連結子会社の数 11社

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前第1四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「仕入債務の増減額(△は減少)」(前第1四半期連結累計期間は△8,824千円)は重要性が増加したため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 123,796千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 124,112千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当 275,161千円	給料手当 183,542千円
貸倒引当金繰入額 15,203千円	貸倒引当金繰入額 4,974千円
ポイント引当金繰入額 1,271千円	ポイント引当金繰入額 10,912千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 3,494,225千円	現金及び預金勘定 3,811,821千円
現金及び現金同等物 3,494,225千円	現金及び現金同等物 3,811,821千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び、当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	127,602

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	3,771

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	—	—	90,416
連結子会社	—	—	—
合計		—	90,416

(注) 権利行使期間の初日は到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

時価のあるその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が見られます。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	四半期連結 貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
営業投資有価証券に属するもの			
株式	954	2,190,384	2,189,430
投資有価証券に属するもの			
株式	6,160	11,060	4,900
合計	7,114	2,201,444	2,194,330

(注) 当第1四半期連結累計期間において、営業投資有価証券及び投資有価証券については103,364千円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合に、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 16,791千円

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	インターネット 関連事業 (千円)	インベストメ ント&インキ ュベーション 事業(千円)	その他事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
売上高	1,004,570	973,266	10,380	1,988,217	—	1,988,217
営業利益又は営業損失(△)	79,054	657,675	△28,048	708,680	△270,487	438,192

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

(1) インターネット関連事業

メディア&コマース事業、アドバタイジング事業、企業のマーケティングを支援するソリューション事業等

(2) インベストメント&インキュベーション事業

ベンチャーキャピタル投資等、人材育成や企業の事業の立ち上げ、インキュベーションオフィス運営、人材採用支援サービス等、インターネットテクノロジーの開発及び支援、アジア事業等

(3) その他事業

3Dインターネット事業等

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	インターネット 関連事業 (千円)	インベストメ ント&インキ ュベーション 事業(千円)	その他事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
売上高	1,141,078	327,562	5,832	1,474,474	—	1,474,474
営業利益又は営業損失(△)	△2,197	144,303	△40,816	101,289	△97,434	3,855

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

(1) インターネット関連事業

メディア&コマース事業、インターネット広告事業、企業のマーケティングを支援するソリューション事業等

(2) インベストメント&インキュベーション事業

ベンチャーキャピタル投資、インキュベーションサービス等

(3) その他事業

3Dインターネット事業等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）の本邦の売上高は全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）の本邦の売上高は全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）の海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）の海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
41,100円31銭	38,952円09銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期 連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	6,964,948	6,751,267
普通株式に係る純資産額(千円)	5,089,493	4,823,476
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	90,416	73,624
少数株主持分	1,785,038	1,854,166
普通株式の発行株式数(株)	127,602	127,602
普通株式の自己株式数(株)	3,771	3,771
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	123,831	123,831

2. 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,460円68銭	1株当たり四半期純利益金額	438円83銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純 利益金額	1,418円20銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純 利益金額	437円28銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	173,473	54,341
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	173,473	54,341
普通株式の期中平均株式数(株)	118,762	123,831
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	3,558	440
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があ ったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日)

当社は、平成21年7月23日開催の取締役会において連結子会社である株式会社富士山マガジンサービスの株式を一部譲渡することを決議し、平成21年7月28日に株式譲渡契約を締結しました。これにより同社は、連結子会社から持分法適用会社になる見込みであります。

1. 株式譲渡の理由

Fujisanはインターネットを利用した日本初の定期購読雑誌エージェンシーとして雑誌のオンライン書店「Fujisan.co.jp」を運営し、デジタル雑誌サービスへの展開を図るなどインターネット関連事業を担ってきております。

当社では、Fujisanの提供するデジタル雑誌サービスでの事業展開が社会に対して新たなイノベーションにつながると見込み、その事業展開を支援する目的で平成19年10月に株式を追加取得し、持分法適用関連会社から当社の連結子会社といたしました。

その後、当社とFujisanは連携しながら事業展開を行ってまいりましたが、Fujisanの今後の業務推進には、高い独立性をもった経営執行体制が必要であるとの判断のもと、当社が保有するFujisan株式の一部をFujisanの代表取締役社長である西野伸一郎氏へ譲渡し、経営者としての株式保有比率を高め、当社の連結子会社から持分法適用関連会社へ変更することに当社、Fujisan、西野氏の3者が合意し、株式譲渡することとなりました。

当社グループでは、引き続き持分法適用関連会社としてFujisanの事業拡大を支援してまいる所存であり、当社が展開するアプリ評価・検索サービス「Applie (あっぷりい)」(<http://www.applie.net>) やアプリ等の開発者に向けた資金提供サービス「Applie (あっぷりい) ファンド」などの次世代インターネット分野での事業展開で連携を図ってまいります。

2. 株式会社富士山マガジンサービスの概要

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 商号 | 株式会社富士山マガジンサービス |
| (2) 代表者 | 代表取締役社長 西野伸一郎 |
| (3) 所在地 | 東京都渋谷区南平台16-11 アライブ南平台ビル8F |
| (4) 設立年月日 | 平成14年7月12日 |
| (5) 主な事業の内容 | 雑誌・定期購読専門のEC事業 |

3. 株式の譲渡先

西野 伸一郎 (株式会社富士山マガジンサービス 代表取締役社長)

4. 譲渡株式数、譲渡金額および譲渡前後の所有株式数の状況

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 異動前の所有株式数 | 50,261株 (所有割合 40.00%) |
| (2) 譲渡株式数 | 8,385株 (譲渡代金 20百万円) |
| (3) 異動後の所有株式数 | 41,876株 (所有割合 33.33%) |

5. 日程

- | | |
|------------|-----------|
| 平成21年7月23日 | 取締役会決議 |
| 平成21年7月28日 | 株式譲渡契約書締結 |
| 平成21年8月12日 | 株式譲渡予定 |

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月11日

ngi group 株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 木村直人 ⑩
業務執行社員

代表社員 公認会計士 入澤雄太 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているngi group株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ngi group株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「重要な後発事象」に記載されているとおり、連結会社は平成20年7月31日に投資事業組合ngi IPOファンド-Iの追加取得を行い、子会社化している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月4日

ngi group 株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原直 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 入澤雄太 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているngi group株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ngi group株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成21年7月23日開催の取締役会において連結子会社である株式会社富士山マガジンサービスの株式を一部譲渡することを決議し、平成21年7月28日に株式譲渡契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月6日
【会社名】	ngi group株式会社
【英訳名】	ngi group, inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 金子 陽三
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目16番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長 金子陽三は、当社の第13期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。